

## 「新建築物の環境衛生管理 第2版」訂正表

2025.4.1

巻	頁	章番号	訂正箇所	誤	正																				
上	12	1.2.2	側注 ●長与専斎	1867(明治元)年	1868(明治元)年																				
上	18	1.2.3	上から1行目	COSTITUTION OF THE WORLD HEALTH ORGANIZATION	CONSTITUTION OF THE WORLD HEALTH ORGANIZATION																				
上	33	1.3.5	表1-3-5(1)	1999(平成11)4 情報公開法成立・中央省庁改革関連法案制定	1999(平成11)4 情報公開法成立・中央省庁改革関連法案制定																				
上	33	1.3.5	表1-3-5(1)	2012(平成24)6 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定	2012(平成24)4 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定																				
上	33	1.3.5	表1-3-5(1)	2012(平成24)9 都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)制定	2012(平成24)8 都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)制定																				
上	65	2.1.4	下から9行目	デヒドの低減に努めるとともに、・・・	デヒドの低減策に努めるとともに、・・・																				
上	85	2.2.1	側注 2つ目の※	特定家庭用品機器再商品化法	特定家庭用 <del>品</del> 機器再商品化法																				
上	247	3.6.1	下から5行目	・・・「毒物及び劇物取締法」、「廃棄物処理法」(厚生労働省)・・・	・・・「毒物及び劇物取締法」(厚生労働省)、「廃棄物処理法」(環境省)・・・																				
上	254	3.6.2	表3-6-2(3)	指針表2.2-1における「水槽」とは、受水槽、高置水槽などをいう。	削除																				
上	291	3.7.2	上から13行目	法第10条、第11条、第12条、第15条)	法第10条、第11条)																				
上	291	3.7.2	下から9~8行目	(2)建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(建築物省エネ法第34条、第35条、第40条)	(2)建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(建築物省エネ法第29条、第30条、第35条)																				
中	130	5.1.1	上から6行目	・・・発生源近傍の $10^6 \sim 10^{10}$ 個/cm <sup>3</sup> [ $10^2 \sim 10^{16}$ 個/m <sup>3</sup> ]程度	・・・発生源近傍の $10^6 \sim 10^{10}$ 個/cm <sup>3</sup> [ $10^{12} \sim 10^{16}$ 個/m <sup>3</sup> ]程度																				
中	209	5.2.1	側注 ●家電リサイクル法	・・・排出される家電製品(エアコン、テレビ[ブラウン管・液晶・プラズマ]、冷蔵庫、・・・	・・・排出される家電製品(エアコン、テレビ[ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL]、冷蔵庫、・・・																				
中	257	5.2.3	表5-2-3(3)	誤 <table border="1"><tr><td>有害容量が10m<sup>3</sup>を超える貯水槽 (水道法第3条第7項の簡易専用水道の規定による水槽)</td><td>水槽の清掃</td><td>1回／3年</td><td>水道法第3条 水道法第34条の2 同施行規則第55条</td><td>簡易専用水道の管理については、1年以内ごとに1回、地方公共団体または厚生労働大臣の指定する者の検査を受ける。</td></tr><tr><td></td><td>水質検査</td><td>水に異常を認めたとき</td><td></td><td></td></tr></table>	有害容量が10m <sup>3</sup> を超える貯水槽 (水道法第3条第7項の簡易専用水道の規定による水槽)	水槽の清掃	1回／3年	水道法第3条 水道法第34条の2 同施行規則第55条	簡易専用水道の管理については、1年以内ごとに1回、地方公共団体または厚生労働大臣の指定する者の検査を受ける。		水質検査	水に異常を認めたとき			<table border="1"><tr><td>有害容量が10m<sup>3</sup>を超える貯水槽 (水道法第3条第7項の簡易専用水道の規定による水槽)</td><td>水槽の清掃</td><td>1回／1年</td><td>水道法第3条 水道法第34条の2 同施行規則第55条</td><td>簡易専用水道の管理については、1年以内ごとに1回、地方公共団体または国土交通大臣及び環境大臣に登録した検査機関の検査を受ける。</td></tr><tr><td></td><td>水質検査</td><td>水に異常を認めたとき</td><td></td><td></td></tr></table>	有害容量が10m <sup>3</sup> を超える貯水槽 (水道法第3条第7項の簡易専用水道の規定による水槽)	水槽の清掃	1回／1年	水道法第3条 水道法第34条の2 同施行規則第55条	簡易専用水道の管理については、1年以内ごとに1回、地方公共団体または国土交通大臣及び環境大臣に登録した検査機関の検査を受ける。		水質検査	水に異常を認めたとき		
有害容量が10m <sup>3</sup> を超える貯水槽 (水道法第3条第7項の簡易専用水道の規定による水槽)	水槽の清掃	1回／3年	水道法第3条 水道法第34条の2 同施行規則第55条	簡易専用水道の管理については、1年以内ごとに1回、地方公共団体または厚生労働大臣の指定する者の検査を受ける。																					
	水質検査	水に異常を認めたとき																							
有害容量が10m <sup>3</sup> を超える貯水槽 (水道法第3条第7項の簡易専用水道の規定による水槽)	水槽の清掃	1回／1年	水道法第3条 水道法第34条の2 同施行規則第55条	簡易専用水道の管理については、1年以内ごとに1回、地方公共団体または国土交通大臣及び環境大臣に登録した検査機関の検査を受ける。																					
	水質検査	水に異常を認めたとき																							
正																									
下	2	7.1.1	下から11行目	除去するビルクリーニングと、ごみ等の汚物(廃棄物)を収集・分割処理	除去するビルクリーニングと、ごみ等の汚物(廃棄物)を収集・分別処理																				
下	113	7.6.1	下から12行目	・・・後者は廃棄物処理及び循環型社会形成推進基本法とその関連法令・・・	・・・後者は廃棄物処理法及び循環型社会形成推進基本法とその関連法令・・・																				
下	129	7.6.3	上から4行目	グラス陶磁器くず	ガラス陶磁器くず																				
下	162	7.7.3	上から17行目	一方、前計画策定以降、・・・	一方、同計画策定以降、・・・																				
下	200	8.2.2	側注 ●UNEP	●UNEP(United Nations Environment Programme) Programme)国連環境計画	●UNEP(United Nations Environment Programme) Programme)国連環境計画																				